

税は安心な暮らしを支える貴重な財源です

# 12月は「税の滞納整理強化月間」

市では毎年12月を税の滞納整理強化月間として、滞納をなくすために、さまざまな取り組みを行っています。

## 納税は国民の義務

納税は国民の義務として、憲

法第30条に定められています。

税金を納期限内に納付し、滞納しないようにしましょう。期間内に納付されない場合は、延滞金がかかります。

## 暮らしを支える大切な財源

市税は所得や資産の状況に応じて、公平に負担するものです。市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などがあり、豊かで安心できる暮らしを確保するための大切な財源です。

滞納は税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫することになり、道路や公園の整備、福祉、教育、保健、消防、ごみ処理など、生活に必要な公共サービスを妨げることになります。

## 健康を守る

### 国民健康保険税(国保税)

国保税は病気やけがをしたときの医療費や、出産育児一時金などの給付に使われ、私たちの健康を守るための貴重な財源です。国保税を納めない人がいると、国民健康保険の財源が乏しくなり、皆さんが負担する国保税の税率に影響が出る場合があります。

## 国保税を滞納すると

納期限までに納付できない場合は、通常よりも有効期間の短い被保険者証が交付されます。1年以上滞納した場合は、被保険者証の代わりに、被保険者資格証明書が交付されます。被

保険者資格証明書で医療機関などにかかる時、医療費はいったん全額自己負担になります。

## 滞納処分の実施

税金を納期限までに納付しないと、督促状や催告書を発送するほか、自動音声による電話催告を行います。相談もなく納付しない場合や、納税誓約を守らない場合などは滞納処分を行います。

## 納付が困難なときは相談を

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している事業者などには、納付猶予の制度があります。また災害、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、必ず納期限までに相談してください。

## 問い合わせ先

●市税・国保税の納付  
税務課収税班

☎62・5322

## ●国保被保険者証の交付

保険年金課国民健康保険班

☎62・5331

## 滞納処分件数(令和2年11月現在)

種別	差し押さえ件数
給与	197
預貯金	60
生命保険	65
搜索	1
動産	25
不動産	25
自動車	2
その他	55
合計	430

※上記のうち、5,728万円を滞納税に充てました。



ミラーズロック